

ジグロロメタンの問題につきまして、その発がん性について、ご心配の向きもあると思われますので、ご報告申し上げます。

現在、塗料業界に於きましては、同物質を塗膜剥離剤として、数社で製造されておりますが、環境対応型の非ジグロの製品に切り替わりつつあるとの事でございます。しかしながら一部ジグロロメタン含有製品を使用している先も有ろうかと思われますので、取引先で剥離剤をお使いの現場におきましては、その成分をMSDS等でご確認の上、充分なる換気やマスクの着用などのご注意をお願い致します。

尚、厚生労働省は3月14日、大阪市の印刷会社に勤務し胆管がんを発症した16人について月内に労災認定することを決めております。

同省の専門家検討会は化学物質による発がんメカニズムをほぼ解明したものの、労災の判定基準を示すには至らず、同省は残る労災申請者について職場などの実態を踏まえて個別に判断していく方針と発表されております。

今回のケースは、事業所が行うべき対応を実施していない企業も多いようですので、今後の厚労省の調査により何らかの国の指針が示されるものと思われま

有機溶剤系の正しい利用方法について、厚生省から資料が出されておりますので、下記の通り紹介させていただきます。

#### **[有機溶剤を正しく使いましょう]**

[www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/120815-1.html](http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/120815-1.html)

#### **[化学物質による健康障害防止指針が新しくなりました]**

[www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/111108-1.html](http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/111108-1.html)

#### **[化学物質による健康障害防止指針が改正されました]**

[www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/121105.html](http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/121105.html)

その他、関係法令

- 「労働安全衛生法施行令別表第九 名称等を通知すべき危険物及び有害物（第十八条の二関係）」
  - 「有機溶剤中毒予防規則（有機則）」
  - 「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針（がん原性指針）」
- 等の、作業環境上の規制等が有り、保護具の使用が義務づけられております。